

## 秋田市景観計画一部改訂（原案）に対するご意見の募集について

秋田市は、令和4年3月を目途に、秋田市景観計画の内容を一部改訂する作業を進めています。

秋田らしい魅力ある景観づくりを市民・事業者・行政が一体となり取り組み、後世に引き継ぐために策定された秋田市景観計画。景観マップの見直しに伴う地域別資源の整理や、整合を図るべき上位計画が改定されたことなどから、内容を一部改訂するものです。

これまでの検討から、同計画の一部改訂（原案）をまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

### 1 意見募集期間

令和4年1月21日（金）から令和4年2月10日（木）まで

### 2 意見募集内容

秋田市景観計画一部改訂（原案）について

### 3 閲覧場所

- (1) 秋田市役所 4階 都市計画課
- (2) 秋田市役所 1階 資料閲覧コーナー
- (3) 東部市民サービスセンター
- (4) 西部市民サービスセンター
- (5) 南部市民サービスセンター
- (6) 南部市民サービスセンター別館
- (7) 北部市民サービスセンター
- (8) 河辺市民サービスセンター
- (9) 雄和市民サービスセンター
- (10) 駅東サービスセンター（秋田拠点センター・アルヴェ内）
- (11) 市ホームページ

秋田市景観計画一部改訂（原案）および意見提出用紙がダウンロードできます。以下のURL又はQRコードからご確認ください。

#### 【市ホームページ（意見募集ページ）】

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007502/1010025/index.html>



### 4 募集の対象者

- (1) 秋田市内に住んでいる方
- (2) 秋田市に通勤又は通学している方
- (3) 秋田市内で事業を営んでいる方
- (4) その他、景観計画一部改訂（原案）に利害関係を有する方

## 5 閲覧資料

秋田市景観計画一部改訂の概要、秋田市景観計画一部改訂（原案）

## 6 意見の提出の仕方

### (1) 提出様式

意見提出用紙に記載してください。なお、自由書式も可能ですが、住所、氏名、電話番号を記載してください。

### (2) 提出方法

閲覧場所の回収箱に入れてください。

郵送、ファックス又は電子メールで提出していただくことも可能です。

## 7 意見の提出先

- (1) 郵 送 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市計画課 都市環境担当
- (2) F A X 018-888-5763
- (3) メール ro-urim@city.akita.lg.jp

## 8 留意事項

意見を郵送で提出される方については、令和4年2月10日（木）必着とさせていただきます。また、意見提出用紙による意見の提出が困難な方につきましては、別途ご相談ください。（秋田市都市整備部都市計画課 018-888-5764）

## 9 意見および個人情報の取り扱いについて

- (1) 提出いただいたご意見については、個人情報を除き、原則公開されますことを、あらかじめご承知おきください。
- (2) 個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明があった場合の連絡・確認等、本原案に対する意見募集に関する業務のみに利用させていただきます。
- (3) お寄せいただいたご意見につきましては、意見募集終了後、ご意見に関する本市の考え方を取りまとめ、市のホームページで公表します。  
なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。